

建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が指定する区域一覧（相双管内）

市町村	区域の有無	指定する区域	指定区域図
相馬市	×	-	-
南相馬市	×	-	-
新地町	×	-	-
飯舘村	×	-	-
葛尾村	×	-	-
浪江町	×	-	-
双葉町	×	-	-
大熊町	×	-	-
富岡町	×	-	-
檜葉町	○	都市計画区域外の全域	以下指定図をご覧ください
広野町	×	-	-
川内村	×	-	-

以上のとおりですが、檜葉町の区域について御不明な点がありましたら、檜葉町にお問い合わせください。

檜葉町内の区域指定状況

- ・昭和44年5月9日福島県告示第593号区域指定
- ・昭和54年4月24日福島県告示第627号区域指定
- ・昭和61年11月1日福島県告示第1747号区域指定
- ・平成6年8月2日福島県告示第231号で一部都市計画区域に編入

檜葉町内 建築基準法第6条第1項第4号区域の指定区域図

